

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目 次

福島県選挙管理委員会

○参議院福島県選出議員選挙における

る選挙人名簿の登録の基準となる
日、登録を行う日及び縦覧に供す
る期間を定めた件

○参議院福島県選出議員選挙における
在外選挙人名簿に係る縦覧に供す
る期間を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

平成二十二年七月一日執行予定の参議院福島県選出議員選挙における公職選挙法
(昭和二十五年法律第二百号)第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録について
被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定
めた。

平成二十二年六月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十二年六月二十三日(年齢については、
平成二十二年七月十一日)

二 登録を行う日 平成二十二年六月二十三日

三 縦覧に供する期間 平成二十二年六月二十四日 午前八時三十分から午後五時まで

福島県選挙管理委員会告示第三十三号
平成二十二年七月十一日執行予定の参議院福島県選出議員選挙における在外選挙人名
簿に係る縦覧に供する期間を公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十
三条の十一第二項の規定により、次のとおり定めた。
平成二十二年六月十八日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

縦覧に供する期間

平成二十二年六月二十四日 午前八時三十分から午後五時まで